

○ 防衛省組織令の一部を改正する政令案新旧対照条文
防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>（衛生監、施設監、報道官及び審議官） 第十条の三 大臣官房に、衛生監一人、施設監一人、報道官一人及び審議官七人を置く。 2～5 （略）</p> <p>（米軍再編調整官及び参事官） 第十条の四 大臣官房に、米軍再編調整官一人及び参事官五人を置く。 2・3 （略）</p> <p>（地方防衛局の内部組織） 第六十七條 北海道防衛局、北関東防衛局、南関東防衛局、近畿中部防衛局及び九州防衛局にそれぞれ次長一人を、沖縄防衛局に次長二人を置く。 2～5 （略）</p> <p>附則 1・2 （略）</p>	<p>（衛生監、施設監、報道官及び審議官） 第十条の三 大臣官房に、衛生監一人、施設監一人、報道官一人及び審議官六人を置く。 2～5 （略）</p> <p>（米軍再編調整官及び参事官） 第十条の四 大臣官房に、米軍再編調整官一人及び参事官四人を置く。 2・3 （略）</p> <p>（地方防衛局の内部組織） 第六十七條 北海道防衛局、北関東防衛局、南関東防衛局、近畿中部防衛局、九州防衛局及び沖縄防衛局に、それぞれ次長一人を置く。 2～5 （略）</p> <p>附則 1・2 （略）</p>

(地方協力局の所掌事務の特例)

3 地方協力局は、第九条各号に掲げる事務のほか、当分の間、駐留軍等の再編（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第二条第二号に掲げる駐留軍等の再編をいう。附則第十一項において同じ。）に伴いアメリカ合衆国において我が国の負担で実施される事業に関する事務をつかさどる。

4・5 (略)

6 第十条の三第一項の審議官（前二項に規定するものを除く。

）のうち一人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

(大臣官房参事官の設置期間の特例)

7 第十条の四第一項の参事官のうち一人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

8 15 (略)

(沖縄防衛局の次長の設置期間の特例)

16 第六百六十七条第一項の沖縄防衛局の次長のうち一人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

(地方協力局の所掌事務の特例)

3 地方協力局は、第九条各号に掲げる事務のほか、当分の間、駐留軍等の再編（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第二条第二号に掲げる駐留軍等の再編をいう。附則第九項において同じ。）に伴いアメリカ合衆国において我が国の負担で実施される事業に関する事務をつかさどる。

4・5 (略)

(新設)

(新設)

6 13 (略)

(新設)